

平成26年度可児市住宅リフォーム助成事業 概要

➤ 内容

市内事業者の振興及び活性化を図るために、市民が市内施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事に対して助成金を交付する。

➤ 対象者 _____（※以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇可児市民で、市税や負担金等滞納していない人
- ◇工事を行う住宅の名義人で、その家に住民票がある人

➤ 対象住宅

市内の個人住宅、併用住宅（居住部分のみ）、集合住宅（専有部分のみ）及び住宅と同一敷地内で行う外構

ただし過去の可児市住宅リフォーム助成事業の交付対象住宅（一体の敷地）及び対象者は除く

➤ 対象工事 _____（※以下の要件をすべて満たしていること）

- ◇住宅や外構の修繕、模様替え、改築等を行う工事
ただし新設、公共下水道工事に関連する配管工事、植栽、造園、ブロックやコンクリートの塀及びさく等の築造工事ではない工事
- ◇工事費が50万円以上（消費税を除く）となる工事
- ◇4月1日以降に契約し、申請日から6ヶ月以内に完成する工事
- ◇工事着手前の工事
- ◇市内に本社を有する事業所や市内で事業を営む個人事業者（可児市に住民登録がある個人）に依頼して行う工事。
- ◇事業所や事業者が自ら行う工事
- ◇他の制度により補助を受けていない工事

➤ 助成額

工事費の10%に相当する額（千円未満切り捨て）の地域通貨にて交付する。10万円分を限度とし、同一住宅及び同一人につき一回とします。

➤ 各種期日

- ◇申請期限は契約後30日以内かつ工事着工日まで。
- ◇完了届の提出期限は完了後30日以内かつ3月の平日最終日まで。
- ◇予算範囲内の助成となるため、予算が無くなり次第終了する。（先着順）

※裏面あり

➤ 提出書類等

◇ 交付申請書の提出

工事着工前に以下の様式及び添付書類を提出する。

- ① 交付申請書（様式第 1 号）
- ② 工事契約書の写し
- ③ 工事概要書（見積りの写し等の工事内容等が判るもの）
- ④ 工事箇所の図面（立面図、平面図）
- ⑤ 工事箇所の写真（施工前の状況が判るもの）
- ⑥ 改修工事施工同意書（様式第 2 号、ただし対象となる住宅または敷地の権利者が他に居る場合）

◇ 内容変更がある場合（増額変更も対象）

申請内容に変更がある場合は、以下の様式及び添付書類を提出する。

- ① 変更申請書（規則様式第 3 号）
- ② 変更契約書の写し（作成していない場合は工事等証明書）
- ③ 工事内容が変更の場合は工事概要書（見積書の写し）
- ④ 追加工事の場合は追加工事箇所の写真（施工前の状況が判るもの）

◇ 工事完了届の提出

工事が完了したらを、以下の様式及び添付書類を提出する。

- ① 工事完了届（様式第 4 号）
- ② 工事代金領収書の写し
- ③ 工事箇所の写真（施行前と同じ箇所）
- ④ 交付請求書（様式第 6 号）

➤ 手続きの流れ

- ① 必要な書類を添えて産業振興課へ申請（上記交付申請書の提出参照）
- ② 審査（申請書類及び現地調査）
- ③ 交付決定通知書の送付
- ④ 工事着工
- ⑤ 工事完了
- ⑥ 工事完了届の提出（上記完了届の提出参照）
- ⑦ 審査（書類及び現地調査）
- ⑧ 交付金額確定通知書及び地域通貨引換証の送付
- ⑨ 地域通貨引換証を産業振興課へ申請者が直接提出
- ⑩ 地域通貨交付